

VIE-PAN TECHNO PARK 現地視察ミッションのご案内

マネジメント機能付きレンタル工場——ビーパン・テクノパークは日系中小企業専用の工業団地です。大きな特徴はマネジメント機能が付いていること。単に工場をレンタルするだけでなく、人事、会計、物流などの業務を代行するので、海外進出がはじめての中小企業も容易に海外生産を開始することができます。

募 集 要 項

■旅行期間：2014年2月16日(日)～2月19日(水)＝2泊4日(機中1泊)【成田集合・解散】

■募集人員：定員20名募集(最少催行人員10名)

■食事条件：朝食2回・昼食2回・夕食2回(機内食を除く) ■添乗員：同行いたします

■主 催：日越中小企業工業団地株式会社 ■旅行取扱：毎日新聞旅行(毎日企画サービス)

■旅行代金：大人(おひとり様) 138,000円(税込)

【旅行代金に含まれるもの】往復航空券代(エコノミークラス)、成田空港使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、ホテル代(1人1部屋利用)、日程表に記載の食事代、添乗員経費、資料代

【旅行代金に含まれないもの】海外旅行保険、パスポート取得費用、成田空港までの交通費、超過手荷物料金、追加飲食代、電話・クリーニングなどの個人的な費用

■申込〆切：2014年1月31日(金)

■申込方法：別紙の旅行条件書をご確認の上、参加申込書を毎日新聞旅行までFAXしてください。

※現地参加、関空・中部・福岡空港のご利用、アップグレード等のご希望は、別途お問い合わせください。

■VIE-PAN TECHNO PARK 現地視察ミッション日程(予定)

No.	月日	都市名	時間	機関	日程	食事
1	2/16 日	成田 発 ホーチン 着	午後～夕刻 夕刻～夜	専用車	成田空港集合 国際線でホーチンへ 着後、専用車でホテルへ ホテルチェックイン (ホーチン泊)	夕：機
2	2/17 月	ホーチン		専用車	ホテルで朝食 午前 ビーパン・テクノパーク鑑入れ式 午後 ヒエップフック工業団地内ビーパン・テクノパーク視察 タントアン輸出加工区内ユニカ・ビーパン見学 夕刻 懇親会 (ホーチン泊)	朝：○ 昼：○ 夕：○
3	2/18 火	ホーチン		専用車	ホテルで朝食 午前 ホーチン市人民委員会表敬訪問 午後 市内視察 夕刻 市内レストランで夕食	朝：○ 昼：○ 夕：○
		ホーチン 発	夜～翌日未明		国際線で成田へ	
4	2/19 水	成田 着	朝		通関後、解散	朝：機

※この日程表は2014年1月10日現在のものです。日程・発着時間等は天候・各交通機関の都合により変更になる場合があります。

※視察内容は現地調整状況により、変更になる場合があります。

◆利用予定航空会社：日本航空、全日空、ベトナム航空

◆利用予定ホテル：ニューワールドホテル・サイゴン、または同等クラス

お 取 消 料	旅行開始日の前日からさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
	旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%
	無連絡不参加・旅行開始後の解除	旅行代金の100%

視察に関するお問い合わせ

日越中小企業工業団地株式会社
ユニカホールディングス株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-10-6
TEL:03-5809-3050/FAX:03-3864-0081

旅行に関するお問い合わせ

毎日新聞旅行(株)毎日企画サービス
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1
TEL:03-3213-4760/FAX:03-3214-2540
営業時間：平日09:30～18:00 土日祝は休み

VIE-PAN TECHNO PARK

現地視察ミッション 参加申込書

当書面にご記入いただく個人情報は、弊社個人情報管理規定に基づき、厳重に管理し、当該催事の渡航・宿泊・運送の予約・手配を正確且つ、迅速に行うことを利用目的とします。また、それに付随し必要とされる、或いはお客様の希望するサービスの提供にのみ利用いたします。

【日本発着基本日程】 2014 年 2 月 16 日(日)～2 月 19 日(水)=4 日間

必要事項記入の上 03-3214-2540(毎日新聞旅行) までFAXしてください。

ご参加企業名	和文表記					
	英文表記					
	TEL:() — FAX:() —					
フリガナ ご参加者名			☐ 男 ☐ 女	所属 部署		役職
電話番号 市外局番から記入	() —		携帯電話	() —		
			E-MAIL			
フリガナ 現住所 アパート・マンション名も記入	(〒 —)					
生年月日	西暦 年 / 大正・昭和・平成 年 月 日生 () 歳					☐ 喫煙 ☐ 禁煙
フリガナ 本籍					出生地	
パスポート (旅券)関係 重要	旅券番号 =				☐ 現在申請中	
	発行年月日 =				☐ これから申請します	
					申請日: 月 日	
					受領予定: 月 日	
		旅券ローマ字記載名 = (性) (名)				
		※旅券に印字されているローマ字名で必ずご記入ください(旧姓使用の場合は旧姓名でご記入ください)。				
渡航中の 緊急連絡先	(〒 —)				お名前	
	電話番号 () —				ご関係	
弊社からの連絡先	☐ 自宅へ ☐ 勤務先へ ☐ 携帯へ ☐ その他:					
書類等の郵送・宅配先	☐ 自宅へ ☐ 勤務先へ ☐ その他:					

申し込み締め切り:2014 年 1 月 31 日(金)

行程のお問合せは 毎日新聞旅行(毎日企画サービス) TEL:03-3213-4760 FAX:03-3214-2540
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 毎日新聞社内 営業時間/平日 09:30～17:30(土・日・祝日は休業) 担当:古川・日下部

受注型企画旅行条件書（国内・海外旅行 共通）

お申込みの際には、この旅行条件書を必ず良くお読み下さい。

旅行企画・実施

毎日新聞旅行（株式会社 毎日企画サービス）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 毎日新聞社内

TEL：03-3213-4760 FAX：03-3214-2540

http://www.maitabi.jp/ 観光庁長官登録旅行業 1260号



JATA 正会員

この旅行条件書は、旅行業法等に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面であり、ご旅行に関する契約書面の一部です。お申込みに際しては記載の旅行条件を良くお読みくださり、ご旅行の内容を記載した契約説明書面、交付された旅行日程などの企画書面等と併せて、本受注型企画旅行の内容と条件につき、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) 「受注型企画旅行契約」（以下「旅行契約」）とは、毎日新聞旅行（毎日企画サービス）（以下「当社」）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送・宿泊等旅行サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する企画書面を作成・交付し、これにより旅行を実施するご旅行契約をいいます。
- (2) 当社は、企画書面において旅行代金の内訳として、企画に関する取扱料金（以下「企画料金」）の額を明示します。

2. 旅行契約の予約とお申し込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社は郵便、電話、ファクシミリ、インターネット他の手段による申込を承りますが、通信契約を締結しようとするお客様は前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
- (3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) 契約責任者が統括または所属する団体等において、契約責任者が日常的に接触のある生徒学生・従業員・会員などに対して、契約責任者等の依頼により旅行内容の周知や参加確認をするために当該団体専用の配布用企画書面（パンフレット）を作成する場合があります。この配布用企画書面により参加される特定された会員などのお客様は、当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。
- (8) a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際にその旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

3. 旅行契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 旅行契約の成立

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が旅行者の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面（最終日程表）

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面（最終日程表）を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、最終日程表の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面（最終日程表）を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該最終日程表に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と代金の変更について

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじ

め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除、及び取消料

- (1) お客様から取消料をいただく場合
 - ① お客様は企画書面記載の企画料金相当額の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。
 - ② 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。
 - ③ お取消時すでに渡航手続きを開始又は終了している場合には、取消料の他に手続き上に発生した諸実費を申し受ける場合があります。
 - ④ 特定時期にお客様のご都合で出発日などを変更する場合、手配済み実費が生じる場合があります。
- (2) お客様は次の場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ① 当社によって契約内容の重要なものとされる部分が変更されたとき。
 - ② 旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当社が旅行者に対し、期日（通常は出発日前日）までに最終日程表を交付しなかったとき。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - ⑥ お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
 - ⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- (3) 当社からの旅行契約の解除
 1. 旅行開始前
 - ① お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
 - ② 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
 - ・ お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ・ お客様がほかの旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
 - ・ お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ・ スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 2. 旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。
- a お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
- ②本項2. の①の a.c の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてのご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

〈取消料〉

区 分		取消料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約		
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30％以内	
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40％以内	
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80％以内	
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内	
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約		
	当該船舶に係る取消料の規定によります。	
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。		

※お客様に別途お渡しする特定旅行毎の企画・契約書面の条件を優先いたします。

二 海外旅行に係る取消料

区 分		取消料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内	
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50％以内	
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内	
二 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約		
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50％以内	
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80％以内	
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100％以内	
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約		
	当該船舶に係る取消料の規定によります。	
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。		

※お客様に別途お渡しする特定旅行毎の企画・契約書面の条件を優先いたします。

10. 旅程管理

当社は、旅行者の安全且つ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様が受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。またお客様の依頼に応じて、円滑な旅行の実施の

ために旅程管理者の資格を有するものを添乗員として同行させ、当社が必要と認める業務をさせる場合があります。

11. 当社の責任

- (1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日数から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

12. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。）として支払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（無手配日）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

13. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15％を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

〈変更補償金〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
※1 旅行開始前とは出発前日までに通知した場合。旅行開始後は出発当日以降の日。		
※2 確定書面（最終日程表）が交付された場合、「契約書面」を「確定書面」と読み替える。		
※3 ③④で運送機関が宿泊設備を兼ねる場合、1泊につき1件とする。		
※4 ④で運送機関の等級変更では、より良い等級や設備への変更の場合は上記適用を致しません。		

14. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為などにより当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したと

きは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. お客様が出発までに準備される事柄（渡航書類の準備）

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証（ビザ）・各種証明書（以下「渡航書類」）の取得はお客様の責任で行っていただきます。
- (2) 日本旅券をお持ちのお客様は、旅行にお申込の時点で当社に訪問地に関する最新の査証等の情報に関しお尋ねください。日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、自国の領事館や渡航先の領事館および入国管理事務所にご確認下さい。
- (3) 当社は、お客様の依頼により約款に定める料金で、これらの渡航手続代行をいたします。

16. その他

「海外旅行保険」

当社では、ご旅行に際し「海外旅行保険」加入のお勧めを致します。カード付帯の旅行保険では多くの場合に現地での支払い分を帰国後に給付請求致しますが、「海外旅行保険」に加入されますと「証券」の提示で診療などがキャッシュで受けられるサービスが充実しています。カードを補填するブランドなど、旅行保険については当社の係員にお問合せください。

「渡航先衛生情報」について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省のホームページ「海外渡航者のための感染症情報」：<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

「海外危険情報」について

渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお求め下さい。また、下記の「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>、又は国別・海外安全情報FAXサービス（0570-02-3300）でもご確認ください。

「渡航先に危険情報」が発出された場合の催行中止について
旅行契約の成立後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の延期再考をお客様にお勧め致します。

「お買物案内」について

お客様の便宜をはかるため、観光中にお土産店にご案内することがあります。当社では、店の選定には十分注意するように渡航地の手配者に指導注意を致しますが、購入にはお客様ご自身が十分に注意し、ご自身の責任でご購入願います。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。尚、ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございます。

「事故等」のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

「燃油サーチャージ」について

燃油サーチャージは旅行代金（又は航空券代金）に含まれておりません。出発時期や航空会社により額が異なる場合がございます。また企画書面を作成の時期と実際にご旅行出発の時期に期間がある場合は、この額が変る場合がございます。ご旅行契約書面、企画書面等をご覧ください。

「個人情報の取扱い」について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。運送・宿泊機関の予約には、電子的な通信方法で氏名や旅券番号などを提供する場合がございます。このほか当社の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご挨拶等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社の個人情報取扱に関する企業ポリシーについては、当社のホームページをご覧ください。
<http://www.maitabi.jp/>
- 「約款準拠」
本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。